岡島委員提出資料1

企業の働き方の見直し促進 ~「ワークライフパランス」の推進~

埼玉県独自の取組

目的

- ·経営者に対する仕事と子育ての両立支援の取組みの促進
- ・ワークライフバランスの考え方の浸透



子育てしやすい社会の実現

ワークライフバランス推進員

企業の中に、従業員の子育てを応援する 環境づくりの推進役(担当者)を設置

- 1 行動計画又は応援宣言の推進役
- 2 計画又は宣言を作成していない 企業にあっての準備役

467社(2月9日現在) 最終目標:大企業 + 中小企業の半分 (1600計) (50~299人)

子育で応援宣言企業

企業のトップが従業員の子育てを応援する取 り組みを宣言、実施

- 仕事と子育て(家庭生活)との両立を促進
- 2 企業のイメージアップによる優秀な人材の 確保、定着など

481社(1月31日現在) 最終目標:中小企業の半分(1300社) (50~299人)

一般事業主 行動計画

大企業(301人以上。 県内約300社)は策 定義務付け

登録のメリット

県ホームページで紹介、登録証書の交付(企業のイメージ・信用・知名度アップ) 登録企業であることを対外的に自由にPRできるので求人に有利

子育て支援の最新情報の無料配信

セミナーの開催

商工中金の優遇金利が適用(応援宣言企業のみ) アドバイザーの無料派遣(応援宣言企業のみ)

建設工事請負等競争入札 参加資格審査格付け方針 に「子育て支援の推進」を 追加(19.20年度)